

弔慰金・見舞金制度のご案内

全日電工連組合員が全員ご加入いただく制度です。

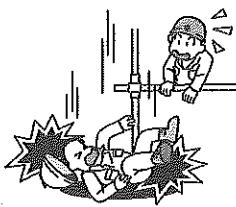
この制度は、組合員の相互扶助の精神を柱として設立・運営されております。

組合員の代表の方が万一の場合や組合員登録営業事務所が罹災にあった場合などに弔慰金・見舞金をお支払いする制度です。

補償期間

平成29年4月1日午後4時から平成30年4月1日午後4時までの1年間

このような場合にお支払いします



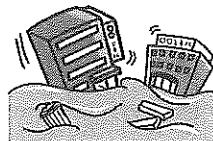
電気工事中の事故死



病気などによる死亡



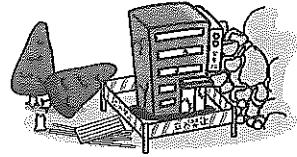
火災・風水雪災による
営業所の全半焼・全半壊・流失



水災による営業所の床上浸水



地震・噴火・津波による
営業所の全半壊



災害による立入禁止、避難命令その他の処置が行われ
7日以上営業所に立入りができなくなった場合

弔慰金額・見舞金額

弔慰金額	電気工事中の事故死	10万円
	上記以外の死亡	2万円
見舞金額	火災・風水雪災による営業所の全半焼・全半壊・流失*	10万円
	水災による営業所の床上浸水	5万円
	災害による立入禁止、避難命令その他の処置が行われ 7日以上営業所に立入りができなくなった場合	10万円
	電気工事中の事故により7日以上入院した場合	2万円

*延べ床面積の50%以上を焼失、倒壊または流失したことをいいます。

補 償 対 象

弔慰金	組合に登録している代表者が対象です。
見舞金	組合に登録している営業事務所が対象です。(組合に登録している代表者のみ) ※営業事務所が複数ある場合でも、組合に登録している営業事務所1か所のみが対象です。

※営業事務所は原則として、電気工事業法および組合に登録している主たる営業事務所とします。

加入費

本制度の加入費は、これまで通り年間600円です。

お払込方法につきましては、所属の各都道府県工組・支部にお問い合わせください。